

「全体の奉仕者」つらぬける公平・公正な町政を

信頼される職員のあり方は……

12月議会の一般質問で西澤議員は信頼される公務員像についていただきました。今年になってから数人の方から、町幹部職員が担当するある字の事業会計に使用不明金の疑惑が発覚しているとの情報が寄せられています。

一般質問のやり取り(要約)を紹介し、法で「全体の奉仕者」と厳格に定められた公務員のあり方を考えてみましょう。

西澤 信頼される職員像について、町職員

の勤務態度、喫煙時間や窓口対応などの問題もありますが、不適切な職員の対応の大前提に、地方公務員法の「全体の奉仕者」と相入れない原因があるのではないかと(思)。

もともと町職員は地方公務員法の遵守を宣誓し、職員も町民に喜ばれたいと心の底に持つておられると信頼をしたい。その信頼を損なう原因が庁舎内にあるとしたら、それは除去をしなければならぬ。「全体の奉仕者」に徹する職員をつくっていくことも幹部の皆さんの大事な仕事だと思

A 町長 西澤議員のおっしゃるとおり。信頼される町職員像とは、地方公務員法の第30条に服務の根本基準として、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない。すべての職員は、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、かつ勤務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。地方公務員法の第31条では、服務の宣言、職員は条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならぬと決められている。今後は職員集会等を通じて、住民サービスをきちんとして、対応もでき、親切丁寧にするということを基本原則に進めたい。西澤 職員の対応は、開かれた町政を一つ一つ進めていくことと不可分だ。役職をしているか否かとか、地域によって対応が変わるといふのは「全体の奉仕者」からは外れる。

もう一つは「生きづらさの社会」の問題を町職員は共有することが必要だ。困難となつていふそれぞれの課題を研究し、町民奉仕、全体の奉仕者としての仕事をしたい。職員の学習・研修は、押しつけてではなく、根っから備わっていくような研修が大事だと思う。A 総務主監 私も含めてもう一度初心に返つて、全体の奉仕者そのものを再認識することを心がけたい。

幹部職員の使途不明金問題の 厳正な調査を要請

西澤議員は2月9日北川町長あての「町職員の使途不明金疑惑についての厳正な調査を求める要請書」を総務主監に手渡しました。

要請書では、県・町の補助金で設立されたある字の事業会計の使途不明金に町幹部職員のB氏(訴えは実名)が関与していることを指摘する数人の訴えが寄せられていると述べ、「事実であるならば……一字の内部問題として不問にすることはできません。それは『全体の奉仕者』である公務員の疑惑であり見過ごすことはできません。……『公金横領罪』ともなる犯罪です。」事実関係を調査し、町民が納得できるよう公表すべきであり、事実であれば、早急に刑事責任も含め厳正に処分すべきと考えます」と指摘しました。その上で、B氏の「公金使途不明金事件」は事実か否か。事実であれば何年からか。どの種の会計か。会計決算書が長年提出されず、支出を証明する領収書等が添付されていないとされているが、事実か否か。なぜ町職員が一字の会計事務を担当し、管理をしているのか。当事業は税金による補助事業であるため会計報告書を提出する義務があるのではないのか。以上の6項目を明らかにするよう求めています。

指摘されている事業は平成15年、県の園芸ステップアップ事業の補助を受け、地域振興のため、400万円の予算をつけてスタートしたものです。

職員研修は、職種によつての研修も変え、町長が変わられたので、特にコンプライアンスや不当要求に対する研修を入れ、年間を通じて職員の資質の向上につながる自らのやる気を起こさせるような研修に心がけたい。



日本共産党の見解を紹介します。

「山崎前町長への『談合情報 通報者が謝罪』は事実か？」 の 質問状に回答ナシ

西澤議員が山崎前町長に談合情報通報者が謝罪の事実確認を求めた質問状に対して、期限とした2月8日17時までに回答はありませんでした。

「謝罪した」とされるAさんが直接総務主監に否認している状況です。この話はどこから沸いてきたのか、つくり話しの疑い濃厚で、「談合疑惑」そのものに通じてい

甲良民報

2010年2月14日 440号
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在士 463
Tel.Fax38-4949